

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について（再周知）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件については、2月28日付の事務連絡にて情報提供したところですが、
2月29日の朝日新聞にて誤解を招く記事が掲載され、国土交通省より、別添の
とおり、「あくまでも受注者の申し出がある場合の措置」である旨の当該記事に
対する解説資料の送付がありましたので、あらためて周知させていただきます。
つきましては、重ねてのご依頼で誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員
企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 福田

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

記事解説

1. 記事の概要

- ・赤羽国交相は28日、国交省や各地方整備局などが発注した直轄工事を原則、一時中止したり工期を延長したりすると発表。

2. 事実関係

- ・直轄工事及び業務で実施する一時中止等の措置は、全ての直轄工事及び業務で一律に実施するものではない。
- ・国土交通省から一時中止等を推奨するものではなく、あくまでも受注者からの申し出がある場合の措置である。

国の直轄工事を延期

赤羽一嘉国土交通相は28日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国交省や各地方整備局などが発注した直轄工事を原則、一時中止したり工期を延長したりすると発表した。期限は3月15日まで。感染防止を理由とした公共工事の中止は過去に例がないという。中止期間にかかった現場事務所の維持費や建設機械のリース代などの経費は国が負担する。

(朝日新聞 令和2年2月29日朝刊4面)